

**SUB 税理士法改正要望項目は12項目に**

- 公認会計士試験合格者に1,347人
- 11月9日政府税調が開催されました

◆税理士法改正要望項目は12項目に

日税連は、11月12日、日本税理士政治連盟に対し、「税理士法改正に関する改正要望」を通知しました。

この要望書は、「会費滞納者に対する処分の強化」を追加して12項目からなり、9月26日に国税庁に提出した改正要望書からは次の項目が削除されています。

- ・法30条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度
- ・実務経験のあり方
- ・試験科目のあり方
- ・税理士職業賠償責任保険制度の確立
- ・財務大臣の総会決議取消権の見直し
- ・臨税制度の見直し

改正項目の詳細は添付ファイルをご覧ください。

◆公認会計士試験合格者に1,347人

本年度の公認会計士試験の合格者が12日発表されました。

合格者は前回より164人減の1,347人。合格率は7.5%

短答式で約5,000人、論文式で約1,000人減となっています。

受験者の詳細は↓

[http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku\\_24.html](http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_24.html)

金融庁は、「平成23年以降の合格数のあり方」について1,500人~2,000人程度を目安として運用されることが望ましいとしているが、今回はそれを下回る合格者となっています。

詳細はこちら↓

<http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/siryou/20110121/03.pdf>

◆11月9日政府税調が開催されました。

相続税について議論されています。資料は↓

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/24zen5kai.html>